

足代權太夫度會弘訓

御師考證

はじめに

本書「御師考證」^(おんしこうしやう)は、幕末の国学者、足代弘訓^(あしろひろのり)（足代權太夫度會弘訓^(あしろごんだゆうわたらひひろのり)）が、御師たる者の心得を書き記した極めて貴重な書である。

弘訓は、天明四年十一月二十六日^(二七八四)、神宮外宮の御師家に生まれた。本姓は度会、幼名は慶二郎、通称は権太夫と称した。享和元年十八歳の時に、荒木田久老に入門。師から「寛居の詞」^(ゆたい)を贈られた。文化二年^(二八〇五)には、芝山持豊、本居大平に入門。同六年春庭に入門。春庭から「我は盲人なり、語学は足代に学べ」と言われたと伝えられる。

さて、近年「御師は、お伊勢参りの仕掛け人、我が国に於ける旅行幹旋業の始まり」等と言われているが、その経緯が本書によって明らかになる。

室町時代から戦国時代にかけて、神宮の神領が著しく衰廃したことにより、収入の道を絶たれた御師等は、御祓大麻を諸国に分配してその初穂料を私し、また伊勢参宮を勧め参宮人からの寄進物を自らの得分とした。そうした浅ましい行為は、当然責められるべきものであったが、当時の神宮は遷宮を中絶するほど疲弊を極め、彼等を処分する力がなかった。ところがその結果、神宮信仰はますます拡がり、後世のお伊勢参り大流行に繋がったことなど、興味深い内容に満ちている。

また、私幣禁断・神戸封戸御厨御園等神領の変遷・熊野・御祓大麻・御祓箱・奏事始・旦那・忌詞・坊・太夫・初穂・大神楽等々について、詳しい説明があり、御師必携の書として面目躍如たるものがある。

しかしながら、原本は手書きでくずし字混じりの上、難解な字句が多く極めて読みにくい。そこで、注釈や振仮名を附した校訂版を作成した。神宮や御師の研究をはじめ、実際に大麻頒布に従事する、多くの神職や宮総代にとって、少しでも役立てば幸である。

平成十六年十月二十三日

校訂版編集者 飯塚 充

「御師考證」校訂版の体裁について

- 一、原本として、「旧内閣文庫」所蔵版の写しを使用した。
- 一、漢文体で表記された部分は、編者の判断で訓読した。
- 一、訓読にあたり、原本の返り点や送り仮名をできる限り尊重した。
- 一、引用文の内、「延喜式」「類従三代格」「和名抄」「東鑑」「宣胤卿記」「群書類従」等、できる限り活字出版本と照合した。
- 一、一部、明らかな誤字や脱字は、編者の判断で訂正した。
- 一、一部、判読できない部分があった。
- 一、できる限り正字（旧字）を用いたが、一部略字（新字）を使用した。
- 一、注釈や振仮名は、小学館「国語大辞典」・岩波書店「広辞苑」
講談社「大辞典」・大修館書店「大漢和辞典」・学習研究社「漢字源」
角川書店「古語大辞典」・新人物往来社「全譯吾妻鏡」・山川出版社
「日本史広辞典」等から引用した。
- 一、本文及び振仮名は、旧仮名遣いで表記した。
- 一、注釈部分は、新仮名遣いで表記した。
- 一、和暦の西暦換算は「広辞苑」に基づいた。

平成十六年十月二十三日

校訂版編集者 飯塚 充

「旧仮名遣いについて」

本文が旧仮名遣のため、振仮名も旧仮名遣で表記しました。
皇太子（くわうたいし）など、かえって読みにくい面もありますが、何卒ご容赦下さい。

（編者）

目次

私幣禁断	五
熊野	五
神領寄進	六
神戸封戸	六
御厨御園	六
御厨寄進	八
神宮御造替	一
口入神主	二
御祓大麻	二
神木牒状	二
宮川洪水	三
新開破却	三
關	四
竊	四
熊野参詣	四
加増	五
神領衰廢	六
對捍	六
神領押領	七
神宮奏事始	〇
奏事目錄	四
御師	六
旦那	六
忌詞	七
坊	七
大夫	八
初穂	九
大々神樂	九

引用文献一覽

類聚三代格	五
内宮儀式帳	五
延喜大神宮式	五
大神宮諸雜事記	五
助教清原頼業勸文	五
中右記	五
神宮雜例集	六
神鳳抄	六
神宮雜例集太政官符	七
類衆符宣抄	七
源義朝朝臣寄文	八
源頼朝卿寄文	八
鎌倉足利持氏朝臣下知状	九
上杉安房守憲實下知状	九
足利將軍義正公御祈願状	九
足利將軍義政公御下文	〇
北條左京大夫氏康朝臣書状	〇
管領畠山左衛門督政長書状	一
織田彈正忠信秀朝臣書状	一
平手中務大夫政秀書状	一
大宮司公文抄	二
大神宮雜事記	三
文保假假令	三
荒木田氏經卿日記	三
檜垣兵庫家古券	四
祢宜度會農彦引付	四
中右記	四
太平記	五
類聚三代格	五
中右記	五
南方紀傳	五
吉部秘訓抄	五
大神宮諸雜事記	六
東鑑	六
鎌倉殿下文	六
東鑑	七
通海法印参詣記	七
太平記	八
南方紀傳	八
荒木田氏經卿日記	八
中御門大納言宣胤卿記	一
公卿勅使記	六
内宮延徳注進状	六
内宮年中行事	六
東宮職員令職原抄	七
拾芥抄	七
神宮雜例集	七
和名抄	八
延喜式	九
三代實錄	九
玉海	九

御師考證

伊勢二所大神宮は、朝廷の御尊敬、天下の諸社に異なる故、古へは、天皇の奉らせ給ふ幣帛の外は、太皇太后宮皇太后宮 皇后 皇太子と雖も、奏聞を経給はざれば、幣帛を奉り給ふことなしまして、諸王諸臣より始めて諸民に至りては、私に幣帛を奉ること重く禁断せられ、若し偽り欺きて幣帛を奉る人あれば、流罪に准して勘問せらるる事なり。

○大神宮は諸社に異なる事、類聚三代格貞觀二年十一月九日の太政官符に曰く。「右大臣 勅を奉りて宣す。凡そ大神宮の事は、諸社に異なり、延暦廿年四月十四日の格に依り、永く改め減ずること無かり宣し。若し乖忤の者有らば、違勅の罪を科よ」

○私に幣帛を奉らざる事、内宮儀式帳に曰く。「王臣の家并に諸民には、幣帛を進り令めず、重く禁断す。若し欺く事を以て幣帛を進る人あらば、流罪に准して勘へ給ふ」之、

○延喜大神宮式に曰く。「凡そ王臣以下、輒く大神へ幣帛を供へ得ず。其れ三后皇太子、若し供ふ應き者あらば、臨時に奏聞すべし」

○大神宮諸雜事記、安和二年三月二十九日の太政官符に曰く。「公家の御祈祷非ざるより、この外輒く臣下の祈祷を致す可からず」

○長寛二年四月二十四日、助教清原頼業の勘文。「伊勢の神宮は、私幣を禁断し、佛事を忌憚す。熊野は、其の風は乖違し、礼は懸隔すれども、民庶を嫌はず、緇徒を容受す」

○中右記 永久二年正月十六日、伊勢公卿勅使の條。「末の時許、民部卿来給ひ。一の家の長たるの上、此の人、檢非違使の別當たる時に、二ヶ度伊勢の勅使を勤仕せらる、なり。仍つて、古き例を思ひ為して、不審なる事等を尋ね申されたと云々。私幣を奉る可き歟、と命めて云ふ。全く然る

←2頁 (原本の頁)

【太皇太后】 先々代の天皇の皇后
【奏聞】 天皇に奏上すること
【勘問】 罪状を調べながら訊問すること

←3頁

【類聚三代格】 平安時代の法令集。弘仁格・貞觀格・延喜格の三代の格を神社・仏事・廢置諸司・出挙などの事項によって分類編集。編者不明。平安中期頃成立という
【格】 律令制において律・令の不備を補い、改正するために出された臨時の単行の法令。詔勅、太政官符の形式で発令された
【乖忤】 物事が食い違つてちぐはぐであること
【勘ふ】 糺明して罪すること
【准す】 規準となる事柄に比べあわせること

【三后】 太皇太后・皇太后・皇后の総称

【助教】 博士の次の官

【勘文】 事件または行事などとき、朝廷の質問に答えて、大学寮や陰陽寮が故実を調査したり吉凶を占つて提出した意見書

【忌憚】 忌み憚ること

【乖違】 背き違ふこと

【懸隔】 かけ離れていること

【民庶】 一般の人々 庶民

【緇徒】 僧侶の異称

【容受】 受け入れること

【一の家】 第一の席につく、摂政・関白・太政大臣の異称

【檢非違使】 平安初期から置かれ、京中の非法・非違を檢察し、追捕・訴訟・行刑をつかさどった職。今の裁判官と警察官とを兼ね、権限は強大であった。後に、国郡や伊勢神宮・鹿島神宮などにも置かれた
【勤仕】 勤め仕えること

可からず。只、能く公家を祈り奉りて後、心中に思ふ所を
宣り祈り申す許なり」

養和壽永の乱以前までは、内宮、外宮一宮とも神領多かりし故、私幣を奉
る事を禁ぜらるゝと雖も、神宮も祠官も、さらに闕乏けつぼうの患うれひな
りしなり。

○神領の事、度會郡 多氣郡は、大神宮御鎮坐の時よりの神
領なり。飯野郡は、もと神領なりしを、三十六代、六四五、六五四孝徳天皇の御代よ
り、朝廷の御領となし給ひ、六十代醍醐天皇の寛平九年九月十一日、

又神領に寄附し給ふ。此の三郡は、延喜式部式に神郡と称へ、
員部郡は、六十一代、九四〇朱雀院天慶二年八月廿七日、神領に寄附し給ふ。

三重郡は、六十二代、九六二村上天皇應和二年二月廿三日、神領に寄附し給ふ。

安濃郡は、三十四代、九七三圓融院天禄四年九月十一日、神領に寄附し給ふ。

飯高郡は、八十二代、二八五後鳥羽院文治元年九月九日、神領に寄附し給ふ。

度會 多氣 飯野を神三郡とも又道後三郡とも云ふ。員部 三重
朝明を道前三郡と云ふ。これらに安濃 飯高を加へて、総ては
神八郡と云ふなり。神宮雜例集に見へたり。

神戸は、伊勢國百五十二戸 大和國十五戸 伊賀國廿戸 志摩
國六十戸 尾張國六十戸 参河國三十廿戸 遠江國六十戸、総て
四百十三戸あり。封戸は尾張國廿五戸 参河國五十五戸
近江國五十戸 美濃國五十五戸 上野國廿五戸 信濃國廿五戸
遠江國五十戸、総て二百九十戸あり。延喜大神宮式、神宮
雜例集に見へたり。

此の外、大和 摂津 伊賀 伊勢 志摩 近江 美濃 尾張 参河
遠江 駿河 伊豆 相模 武蔵 上野 安房 上總 下總 下野 常陸
甲斐 飛騨 信濃 越前 越中 越後 能登 加賀 伯耆 丹波 丹後
但馬 若狹 播磨 備前 備中 備後 長門 伊豫 讃岐 阿波等の
國々に、神田 御厨 御園あり。神鳳抄に見へたり。

神領の事を記せる書は、内宮儀式帳、延喜大神宮式、神宮
雜例集、神鳳抄、外宮神領目録、外宮給人引附、宮司公文抄、
檜垣兵庫家古券等あり。

【闕乏】 必要なものが十分に
足りない
【患】 心配や不安

○事のついでに、古記に見へたる、官符古文書の類を聊か採録して左に擧ぐ。

神宮雜例集

太政官符

伊勢國飯野郡を以て、大神宮に寄せ奉る應き事

右の郡は、去る仁和五年三月十三日の勅に依りて、一代の間、彼の宮に寄せ奉る。大納言正三位、兼行左近衛大将藤原朝臣時平、勅を奉りて宣す。「今より以後、永く以て寄せ奉る。仍つて、官物官舎等の類は、弘仁八年十二月廿五日の格に准しめ、之を行ふ須し」

六十代醍醐天皇(八九七)
寛平九年九月十一日

類衆符宣抄

太政官、民部省に符す。

伊勢國朝明郡を以て、大神宮に寄せ加へ奉る應き事

右正二位行大納言兼右近衛大将藤原朝臣實資、勅を奉りて宣す。

「件の一郡は、彼の大神宮に寄せ加へ奉る宜し。省は、宣に依つて之を行ふことを承知す宜し。仍つて、件の朝明郡の官物官舎の類は、弘仁八年十二月廿五日の格に准しめ、之を行ふ須し。符到らば奉行せよ」

左少弁正五位下源朝臣 正六位上行右少史津守宿祢

六十代後一條院(一〇一七)
寛仁元年十一月九日

類衆符宣抄

太政官、民部省に符す。

伊勢國安濃郡を以て、大神宮に寄せ加へ奉る應き事

右、内大臣、勅を奉りて宣す。「件の一郡は、彼の大神宮に寄せ加へ奉る宜し者。省は、宣に依つて之を行ふことを承知す宜し。仍つて、件の安濃郡の官物官舎の類は、弘仁八年十二月廿五日の格に准しめ、之を行ふ須し。符到らば奉行せよ」

従四位下行權左中弁兼東宮學士文章博士菅原朝臣

←8頁

【行】律令制で官位を称する際、官職と位階が相当せず、位階が官職より高すぎる場合、位階と官職名の間に挿入する語

←9頁

【符】太政官符
【奉行】上命を奉じて公事・行事を執行すること

←10頁

左大史正六位上伴宿祢

六十四代四繼院(九七三)
天祿四年九月十一日

下野守源義朝朝臣の寄文 檜垣兵庫家の古券に載す

寄進 領地壹處一處の事

下總國管管下の相馬郡に在り

四至 東は須渡河口を限る 南は藺沼上大路を限る

西は繞谷並びに 目吹峯を限る 北は河太加並びに 給河を限る

右、相傳の領地に令て、他に妨げ無かりし所なり。今に於ては、伊勢大神宮の御厨に寄進する所なり。地利の上分に於ては、供祭物を備進す可し。大神宮の御威に募らむ為に、永代を限つて寄進する所なり。下司職に於いては、子々孫々に至るまで、他に妨げ有る可からず。仍つて、後代の為に新券を勅し、寄進する所、件の如し。

七十六代近衛院(一二四五)
天養二年三月十一日

源頼朝卿の寄文 檜垣兵庫家の古券に載す

永く起請す

下總國相馬御厨 當年の貢の料は、四丈の白布の事

合せて佰肆拾端百四十反と云へり者

右、當御厨の所當、内外二宮の上分口入料は、四丈の白布、参佰参拾端なり。其の外、顕盛神主、避文を沙汰し取ら令めむ為に、起請を附る所なり。然れ者、彦章神主に至るまで、子々孫々、永く相違ふこと无く弁濟令む可しの状、重て起請する所、件の如し。

七十八代二條院(一一六六)
永萬二年六月三日

源

同じく頼朝卿の寄文 東鑑第三に載す

寄せ奉る御厨家 合せて一所

武蔵の國 崎西 足立 兩郡内に在る大河土御厨者。

右件の地、元は相傳の家領なり。而るに、平家が天下を虜領する比、神領とする所なり。而るに、今新たに公私の御祈禱

【寄文】 寄進または寄託の旨を記し、証とする文書

【券】 莊園・田地などの所有を証明する手形

【相傳】 代々受け継ぐこと

【地利】 土地から生ずる利益

【上分】 古代より中世、社寺へ年貢以外に神仏の供祭の費用として貢納したもの

【供祭物】 神宮への貢納物 一般的には神仏への供物の意

【備進】 年貢や貢納物などを準備して進上すること

【下司】 平安末期から中世にかけて、莊園の現地にあつて事務をつかさどつた莊官

【勅す】 書き記すこと

←12頁

【口入料】 権門勢家、寺社への所領寄進を仲介した口入人が取得する毎年一定額の得分

【避文】 中世、自己の權益を放棄して辞退の意を表し、またこれを他に譲ることを示す文書

【起請】 神仏に誓いを立て自分の行為・言説に偽りのない旨を記すこと

【虜領】 土地や財物を武力によつて制圧し、統治下に置くこと

←13頁

の為、豊受大神宮の御領に寄せ奉る。長日の御幣、毎年の臨時祭等を勤仕令むる所なり。抑、權神主光親を令て、天下太平を起請するの所は、感應有るに依り、殊に祈祷所として知行せしむ可きなり。地頭等に於ては、相違有る可からず。仍つて、後代の為、寄文、件の如し。以解。

八十二代安徳天皇八十二代後鳥羽院
 元暦元年（一一八四）也
 前の右兵衛佐源朝臣
 壽永三年正月日

同頼朝卿の寄文、東鑑に載す

伊勢皇大神宮の御厨一所を寄進す

武蔵國飯倉に在り

右の志は、朝家安穩の奉為、また私願を成就せんが為、殊に忠丹を抽して寄進する状、件の如し。

壽永三年五月三日 正四位下前の右兵衛佐源朝臣

伊勢皇大神宮に御厨を一所寄進す

安房國東條に在り

右の志は、朝家安穩の御為、また私願を成就せんが為、殊に忠丹を抽して寄進する状、件の如し。

壽永三年五月三日 正四位下前の右兵衛佐源朝臣

鎌倉足利持氏朝臣の下知状、檜垣兵庫家の古券に載す

二所大神宮雜掌權祢宜定庭申す。下總國葛西御厨の領家職上分米の事、嚴重なる神領と為ては、其の沙汰、之の所數年、解怠令む。神慮を尤げて測り回らし詮する所、往古の例に任せ、催促を致し、神税を全すべき旨、代官に下知被らる可しの状、件の如し。

應永三十三年九月十八日 持氏將軍 御判

上杉安房守憲實の下知状、同書に載す

二所大神宮雜掌、權祢宜定庭申す。下總國葛西御厨の領家職上分米の事、早く去る年九月十八日の御判を守り、其の沙汰致す可きの旨、領主等に相觸る可き状、抑に依つて執達せしこと、件の如し。

【長日】 期間を定めない長い日数無期限

【感應】 信心が神仏の靈に通ずること

【知行】 職務を執行すること 土地を支配すること

【解】 下より上に達する文書

【以解】 解を結ぶ常套句

←14頁

【忠丹】 …忠義の心

←15頁

【下知】 指図をすること 命令

【雜掌】 古代・中世に、国衙・莊園・公卿・幕府などに属して、種々の雑事を扱った役人

【領家】 莊園において本家に次ぐ地位にある領有者。本家は名義上の領有者で、領家が実際に莊務の権利をもつ場合が多い。領主ともいうが、普通、領主が三位以上の位階を持つ者である場合に領家といった。

【嚴重】 慎重に重んじること 尊重すること

【解怠】 なまけておこたる

【詮する】 筋道を追つてよく考えること

【觸る】 広く知らせること

【執達】 上の意向・命令を下へ通達する

應永三十四年六月一日 安房守 御判
大石隼人佐殿

足利將軍義正公の御祈願状

荒木田氏經卿日記并に内宮引付に載す

- 一 四度官幣は、解怠有る可からざる事
- 一 役夫工米を巖密に造るやう、下知を加ふ可き事
- 一 諸の別宮造立の時、連々等閑の存する可かざる事
- 一 参宮を遂ぐ可き事

一 毎年闕さず代官を以て参宮の事

右五ヶ條、立願の旨趣は、今年は三合歳に相當り、しかのみならず、重ねて變の恠出現す。謹慎こそ尤も無双なり。就中、兵乱は曆年に及び、静謐何日をか期せ、朝には天道を仰ぎ、夕には聖運を祈る。唯、凶賊忽に頓滅令しめ、華洛は速かに平安に属し、微臣は息災の運命を保ち、如意の政務を全し、愚息は消災延命にべ、而るに聖理の善政に相叶ひ、一天安全・四海平定・諸國豊饒・万民快樂を願ふ者に、偏に是れ神明の冥助に在る可し。仍つて啓ひて白すこと、件の如し。

百四代後土御門院(二四七〇)
文明二年三月九日

准三后源朝臣義政

足利將軍義政公の御下文

荒木田氏經卿日記に載す

大神宮領諸國所々 目錄は別紙に在り の事、正三位秀忠、領掌令しめ、
祈禱の精誠を抽す可くの状、件の如し。

百三代後花園院(二四六一)
寛正二年九月三日

左大臣源朝臣 御判

北條左京大夫氏康朝臣の書状

檜垣兵庫家古券に載す

大神宮の御祓之箱頂戴し、目出度き候。仍つて、葛西庄御神領の由、承り候。今に至るまで、上代の如く為したる可き者。其の類多かる可く候、諸國の次たる宜く候。伏して冀ふ所は、神慮を以て、房総を本意に令む可く候。此の願を成就令しめば、新たに御神領を寄進令しむ可く候。委細は石巻父子が申し上げる可きなり。仍つて状、件の如し。

←16頁

【四度官幣】月次祭(六月・十二月)・祈年祭・新嘗祭に奉る官幣
【役夫工米】平安末期以降、神社造営、殊に伊勢神宮式年造営の費用として全国に課せられた貢米
【連々】ひきつづいて絶え間のないさま
【等閑】なおざり

←17頁

【三合】一年に太歳と太陰と害氣とが合うこと大凶で、この年は災厄が多いとされた
【恠】あやしいこと 不思議なこと
【變】異常な出来事 不時の災難
【就中】とりわけ
【静謐】世の中が穏かに治まること

【天道】天地自然の道理
【聖運】天皇や上皇の運
【頓滅】にわかに滅び去ること
【華洛】みやこのこと
【如意】おもしろいまま
【微臣】臣下が天子に対していう謙称

【冥助】神仏の助力
【准三后】安時代以降、皇族や上級公卿に、三宮(太皇太后宮・皇太后宮・皇后宮)に准じて、年官・年爵を給与した経済的優遇法、

後には年官・年爵なく、名だけの優遇法となった
【領掌】領有して支配すること
【精誠】まごころを尽すこと

←18頁

【御祓之箱】伊勢神宮から頒布される御祓の大麻を入れてある箱
【次たる】つぎに
【冀ふ】請い願ふ

二月廿七日 平氏康
大神宮祢宜中

管領くわんれい畠山左衛門督政長書状 足代玄蕃所藏

宿願を立奉る事

太神宮

祈禱料と為て、父祖の時の如く、丹生河の年貢の内を以て、
毎年社納奉る可き事

右の意趣は、此の方の儀、本意に屬し、敵等を早速退治
令しめ、兼て、武運長久家門繁昌息災延命の為、願ひ立奉
る状、件の如し。

百四代後土御門院二四六六
文正元年十月十七日政長 花押

織田彈正忠信秀朝臣の書状 祢宜農彦引付に載す

大神宮御造替の義、重ねて而と示し預り候。本望至極に候。
仍つて万度御祓大麻并に白鳥御樽十荷、御意を懸け被れ候。神慮
旁かたがたもつ以て目出度く存じ奉り候。檜垣左馬允殿、越し申被れ
候条。進物として金子十三枚を造り渡し進り候、猶相残り、
重ねて進覽致す可く候。恐惶謹言。

六月六日 織田彈正忠 信秀判

一 神主殿 貴報

平手中務大夫政秀の書状 同書に載す

尊札辱く拝見候。先日、仰せ下被れ候、外宮御造替の儀、
重ねて而と檜垣殿に御意を懸け被れ候。則に相調へ候こと、
而と申し下し候。相残りの分、是れ自り進上被らる可くの由、
申し候。將に又、御祓并に白鳥五荷を拝領し、過分至極なるこ
と、其の恐れ少なからず候。何様か、近日に参上致し、御
禮旁かたがた申し上げる可く候。直々に申し上げ候と雖も、猶又、
私の相意得を申し入れる可きの旨申し候。左馬允殿に委せ
て申令しめ候条、省略致し候。恐惶謹言。

←19 頁

【宿願】 以前から持っていた願
【丹生河】 奈良県吉野郡川上村か
ら東吉野村にかけての地域の古
称、神武天皇が即位前、天下平
定のため天神地祇を祀ったとい
う所
【息災延命】 災いを取り去り命を
延べること

←20 頁

【織田信秀】 室町後期の武将、尾
張守護代織田氏の奉行人 信長
の父（一五一〇～五一）
【造替】 つくりかえること
【白鳥】 御湯殿上日記永祿十三年
（一五七〇）三月二十九日の條に、
「織田信長、皇居修理見舞いと
して杉原紙・鶴（白鳥）・鮭を献上」
また同日の晴右公記には、「織田
信長、誠仁親王へ杉原紙・鶴・
白鳥・鱒を献上」とあり、樽に詰
めた白鳥を献上品として用いた
【進覽】 すすめて御覽に供すること
【恐惶謹言】 恐れ畏み、謹んで申
し上げる意 候文の手紙の終り
に記す 挨拶語

←21 頁

【尊札】 他人の手紙の尊敬語
【拝領】 主君・貴人から物をもら
うこと

六月六日 平手 政秀判
一 神主殿 尊報

右の神領の田祖調庸、朝廷より寄られたる分は、大神宮司、是を勘納し、其の餘、私に寄附せる分は、皆口入の神主にあり。秋冬の間、國々に代官を差遣し、神税を取り立て、神事の科に充て、其の餘分を以て自分の得分とし、其のついでに祓の大麻をも持ち下りて祈禱をも勤めしなり。是、今伊勢の祠官従者を代官と称して國々に遣し、大麻を分配し、御初穂を納めしむる本縁なり。

延喜大神宮式に曰く。

神田は、三十六町一段。大和國宇陀郡二町、伊賀國伊賀郡

二町、伊勢國三十二町。(桑名・鈴鹿の両郡に各一町、安濃・志志の両郡に各三町、

飯高郡二町、飯野郡十一町六段、度會郡十町五段) 右、神田は件の如く、度會郡

の五町四段を割き、(二町四段は大神宮、三町は度會宮、 當郡司をして營

種せしめ、収穫せる苗子は、大神宮の三時并に度會宮の朝

夕の饌に供え用る。自餘は當土の估によりて賃租し、祭に

供える料に充てる。封戸は、當國に、度會郡 多氣郡 飯野

郡 飯高郡三十六戸 志志郡二十八戸 安濃郡二十五戸 鈴鹿

郡十戸 河曲郡三十八戸 桑名郡五戸。諸國に、大和國十五

戸 伊賀國二十戸 志摩國六十六戸 尾張國四十戸 參河國二十

國 遠江國四十戸。右、諸國の調庸の雜物は、皆神宮司檢領し、

例によりて供用す。其れ當國の地租は、所在の官舎に収納し、

事に隨いて支料す。もし年の登らざるに遭い、損田七分已上

ならば、祖稻を徴するを免ず。並帳に注して所司に申し送る。

○神領の代官、御祓大麻を持参して、神領の神税を取り立し
證拠を左に挙ぐ。

大宮司公文抄

大神宮御領、近江國淺井保錦織東西郷、之の春成る神税の事。

徵納の為、雜掌宗吉を入部令しめ候、早く先例の員數に任せ、

究濟す可くの旨、御成敗候者 併ながら、御神忠、為たる

←22 頁

【勘納】 良く調べて納めること

【神税】 神社の神田や神戸から収納した租税、神社の修造・祭祀などの経費に充てる

【本縁】 起源、由来

←23 頁

【究濟】 年貢などの未進物を完納すること

【入部】 国守・守護・大名などが初めて自分の領国に入ること

【成敗】 さばくこと

【神忠】 神に対する忠誠

可く候。恐々謹言。

二月何日 大宮司在判

謹上 錦織南方地頭殿

謹上 錦織北方地頭殿

追申 御祈祷の為、千度御祓大麻を進り候。重ねて恐々謹言。

大神宮御領美濃國中河御厨、當年乙亥の分を中立す。御封の

神税米等の事、徴納の為、代官神木牒状を帶し、入部令し

め候、早く先例の員數に任せ、究濟きうさいの沙汰致す可くの旨、御成敗候者と云へりしかし併ながら、御神忠を為たる可く候。恐々謹言。

八月十七日 大宮司在判

謹上 中河御厨地頭殿

追申 御祈祷の為、千度御祓大麻を進り候。重ねて恐々謹言。

大神宮御領遠江國都田御厨、當年乙亥の御封神税米等の事。

徴納の為、代官神木牒状を帶し、入部令しめ候。早く先例の員數に任せ、究濟きうさいの沙汰致す可くの旨、御成敗候者と云へりしかし併ながら御神忠を為たる可く候。恐々謹言。

八月廿五日 大宮司在判

謹上 都田御厨地頭殿

謹上 都田御厨下方地頭殿

追申 御祈祷の為、千度御祓大麻を進り候。重ねて恐々謹言。

大神宮御領尾張國伊福部御厨、當年乙亥の分、色成る神税米等の事。

徴納の為、代官神木牒状を帶し、入部令しめ候。早く先例の員數に任せ、究濟きうさいの沙汰致す可くの旨、御成敗候者と云へりしかし併ながら、御神忠を為たる可く候。恐々謹言。

十月廿一日 大宮司在判

海東郡政所殿 前に伊福部御厨地頭殿と書す

追申 御祈祷の為、千度御祓大麻を進り候。重ねて恐々謹言。

此の外、代官を遣して神税を取立てる證拠、猶多し。

←24 頁

【御封】 封戸の尊敬語
【牒状】 訴状 回状

【恐々謹言】 恐れながら慎んで申し上げる手紙の文末に書く言葉

←25 頁

←26 頁

←27 頁

今、参宮人を御師の家に止宿せさせするも、元神領の人民、神税を持参して、口入の神主の家に留まりたるより生まれりと云へり。

○参宮人の事、大神宮雜事記、承平四年九月の御祭の條。「雷電鳴り騒ぎて、大雨沃ぐが如し。参宮人千万、貴賤論ぜず恐れ畏みて、心神を迷し、宮中を退出の間、御川の水、出で湛へて、人馬渡り行くこと堪ず」

○神宮雜例集、鳥羽院永久四年九月廿四日の外宮注進状に、「宮河洪水、参宮の人倫小船に競ひ乗り、渡り越す程に河中にて船漂流す」とあるなどや、旧記に見へたる始ならむ。

○文保假假令、花園院文保二年二月十七日、外宮祢宜の廳宣に、「早く美濃尾張等の國に相觸れ、普く大神宮参詣の精進法を存知令しむ可き事」とあれば、其の比は、他國よりも参宮の人民や、多くありしと見へたり。

○荒木田氏経卿の日記、寛正四年四月、海道の新開を破却せられ、参宮の貴賤、穩やかに上下せんことを愁訴する注進状あり。同年六月、又海道の新開繁多なり。参宮の貴賤、其の煩あるによりて、破却あるべき由の注進状あり。同年十月、又海道の在々所々の新開を破却せられ、貴賤穩やかに参宮せん事を訴ふる注進状あり。寛正五年十月、又同様の注進状あり。

○檜垣兵庫家の古券に、明應八年五月、玉丸山に數十カ所關を立て置き候間、六十餘州の参宮人、悉く魂を消し信心を失ひ、路次通せざる由、山田三方の神役人に言上の目安あり。

○祢宜度會農彦の引付に、後奈良院天文二年、多氣天祐、歡樂以外の所は、大神宮を御崇め嚴重にあらはれたり。然る者、御立願に七月廿六日より、諸の海道の役所、關を悉く開けられ、諸國より旅人参宮数万人、其の數を知れずなり。當所は富貴上下無く申し測るなり。時に備彦の代なりとあり。此の頃は、神領次第に衰へ、祠官は専ら参宮人の幣物を得分とし、諸國の参宮人もますます數多くなりたりと見へたり。然れども、今に比べては、云ふにも足らざりし程の事なるべし。今の参宮人の員數は、

【止宿】 宿泊すること

【貴賤論ぜず】 貴賤の別なく

【宮中】 神宮の境内

【御川】 宮川

【人倫】 人々

【新開】 荒地を新たに開墾して、田畑・宅地、または道路などを作ること

【繁多】 物事のきわめて多いこと

【注進】 事件などを急いで目上の人に知らせること

【路次】 旅のみちすじ

【言上】 目上の人に申し上げること

【目安】 文書を読みやすくするために簡条書にした文書

【引付】 後日の例証とするために書き留めておく文書・記録

【幣物】 神に奉献する物の総称

【得分】 自分のもらう分、取り分け前

古老の云ひ傳へし所、多き年は四十万に餘り、少き年は廿万より廿四五万なりと云へり。かくの如く参宮人多くなりたるは、全く當將軍家御治世以後、天下泰平の徳化によつてなり。

○予て、竊に患る事あり。昔は大和國長谷寺に参詣する事、諸書に見へたるに、いつの程より歟、長谷寺参詣止みて熊野三山参詣多くなり。天子も行幸あり。上皇も御幸ありしに、これもいつの程よりか止みたり。長谷寺参詣の止みたる故は知られざれども、熊野の参詣の止みたる故は、中右記 永久二年二月三日、内宮公卿勅使の条に、「一の祢宜忠元、申して云く云々。又神郡の中、近代、熊野の先達と称し、悪僧等常に悪事を成す。此の如き濫行、尤も公家に沙汰有る可きなり」と見へたる如く、後々は、濫行多く世間の煩となるによりて、自然に参詣おとろえし、と見へたり。その盛に過れば、必ず衰へるならひなり。伊勢の参宮人も、今あまり盛にすぎて、衰へむと欲するきざし、梢見へたり。心あらむ人は、眼前の小利に迷わず、遠く未来を思ひはかりて、諸人の信仰うすらがず、神威の衰へ去らむやうの處分あらまほしき事なり。

さて、其の頃の御師は、皆神領を持ち傳へたれば、今の如くひたすら大麻を分配し、其の幣物を得分とする事はなかりしを、太平記 第三十六、仁木京兆、南方へ参る条に、「近年、此の人伊勢國を管領して在國たりしに、前々さらに公家武家、手をさしざる神三郡に打ち入りて、大神宮の御領を押しす」

南方紀傳に、「神領は、神三郡 諸郡中其の外、神戸御厨等、元弘建武このかた、武家押しす」などある如く、乱世の程に尽く武家に押しせられたれば、其の頃より、今の如く専ら諸人民の御祈祷を勤め、其の幣物を以て家領とする事とはなれるなり。すべて大神宮の事は、何事も増し加ふる例ありて、改め減せらるる事なき朝家の御法なるに、今の世にては、衰廢甚しく、さる事ありとも知る人なきやうになり果てたるは、誠に浅ましき事ともなり。

←31頁

【旅人参宮數万人】勘仲記、弘安十年九月十八日外宮祢宜注進状に「凡そ遠近万邦の参宮人、幾千万か知れず」とある

【竊】ぬすむこと

←32頁

【先達】特に修験道で、他の修行者を導くことまた、その人
【濫行】乱暴な行爲

←33頁

【神威】神の冒し難い権威や、神の持つ絶対的な力

【管領】管理、支配すること

【押し領】領地などをむりやりに奪うこと

【家領】家に属する土地、家門の領地

←34頁

【御法】上位の者からの命令、おきて、法令を尊んでいう語

○大神宮の事は、増し加ふる例ありて、改め減せらるゝ由なき事、類聚二代格、貞觀二年十一月九日の太政官符に曰く。伊勢大神宮の神戸の百姓を割り取る可からざる事、云々。望み請ふ件の大神宮封戸の丁、餘剩有りと雖、永く減省無く、以て神宮に供せん。謹みて官裁を請ふ者、右大臣、勅を奉る。「凡そ大神宮の事は諸社に異なり、延暦廿年四月十四日の格に依りて、永く改め減ずること無かり宣し。若し乖忤の者有らば、違勅の罪を科よ」

○中右記、保延元年六月一日、藏人の辨、消息を送りて云く。「大神宮の祢宜は六人なり。而るに番の使ひ繁多なり。今一人を加へ被る可くの由、祭主卿に申し請ふ所なり。量らひ申す可し者。予め申して云ふ。件の祢宜、本の數は、纔に一、二人なり。此の如く申し請ふ時、加へ被るは常の事なり。祭主が申し請しは、加へ被る可きなり。就中、大神宮の事は、増し加ふる例有りて、改めて減ずること無し。然れ者、補被れむこと、何事か之れ有む哉」

○吉部秘訓抄、産穢は神宮の忌、卅日の條。「神事の法は増こと有りて、減ずること無く嚴重の條、伊勢の遷宮に過ぐ可からず」

○大神宮諸雜事記、延暦廿年四月十四日の格に云ふ。「大神宮の事は他社に異なり、餘剩有ると雖も、之を限りに、改め減ずること非ず」

○神領衰廢の大略。

東鑑、養和元年正月廿一日の條、平相国禪門驕奢の餘り、神威を忽諸し、近くは則ち使者を神三郡に放ち入れて、兵糧米を充て課せ、民烟を追捕す。天照太神御鎮坐より千百餘歳、未だ斯くの如き例有らずと見へたり。是れ神領乱妨の始なり。

次に、壽永元年五月廿九日、伊勢神宮より十郎藏人行家朝臣に答ふる書状に、東國の内、大神宮の御領、其の數あり。神戸と云ひ御厨と云ひ、皆勤る所限あり。嚴重止む事なし。しかるに、其の所司の神人等、事を騒動に寄せ、又兵糧米

【丁】(よぼろ・てい・ちよう) 課役を負担すべき成年男子
 【減省】 減らしはぶくこと
 【官裁】 政府や役所など公の決裁
 【辨】(弁) 令制の官名。太政官に直屬し、左右に分れ、左弁官は中務・式部・治部・民部の四省を、右弁官は兵部・刑部・大藏・宮内の四省を管掌し、その文書を受理し、命令を下達するなど、行政執行の中軸をなした。

【補す】 職に任ずる

【驕奢】 非常におごっていて、贅沢であること
 【忽諸】 おろそかにすること
 【民烟】 一般庶民の家
 【追捕】 奪い取ること

【所司】 官庁の役人
 【神人】 神社に隷屬して神事・雜役に奉仕する下級の神職や寄人

の責ありと号して、所當の神税上分等を難濟せしむるによりて、先例に任せ使を遣し、催促を加ふる所、辨濟既弁済に少く、對捍たいかん甚だ多く、これによりて色々の神役闕くわ乏すとあり。

次に、大神宮の御領、小杉御厨の國司の妨さまたけを止めらる、院宣あり。

次に、同年十月十五日、大神宮御領、伊雜神戸 鈴母御厨 沼田御牧 員部神戸 田公御厨に、武士其の故なく押領する間、成敗すべき由、院宣あり。

次に、八十二代後鳥羽院(一一八六)文治二年三月十日、伊勢國神宮御領御園御厨の地頭等、狼籍を停止し、對捍をいたさず、御上分、神役并に給主や祢宜の得分の物を弁備すべき由、鎌倉殿の下文あり。

次に、同年三月十六日、伊勢國の神領に顛倒せる奉行の事あり。次に、同年六月廿九日、大神宮の訴によりて、宇佐美平次實正が、伊勢國林崎御厨の地頭職を停止せらる、事あり。

次に(一一八七)文治三年五月廿六日、宇治の藏人三郎義定の代官、伊勢齋宮寮櫛田御厨を押領するによりて、糺明せられ、義定が恩地を収公せらる、事見へたり。

次に、同年六月廿日、伊勢國御領内の地頭等、無道狼籍を致すべからず、内外宮の神主等の下知に従ひ神忠をいたすべき由、鎌倉殿の下文あり。次に同年六月廿九日、九月廿七日、十月十三日の條に、神宮より伊勢國員部郡沼田御厨の地頭畠山次郎重忠が代官、別當真正の奸曲を訴ふるによりて、重忠囚人となり、沼田御厨を没収せらる、事あり。

次に、八十三代土御門院(一一九九)正治元年十月廿四日、参河國內の大神宮の莊園六箇所、守護人藤九郎入道蓮西が代官、善耀押妨の由、神宮より訴ふる事あり。

次に、(一一〇四)元久元年十一月四日、伊勢國新補の地頭、武威に募り、大神宮の御上分米を停止すべからざる由、下知あり。右の條々東鑑に見へたり。

頼朝卿、國に守護を置き、莊園に地頭を置れし後は、守護の威、國司より重く、地頭の威、領家より重くなりて、右の如く神領といへども、對捍乱妨の事多し。承久八十四代順徳院の乱以前に

【所當】相当
【難濟】年貢などを納めないこと
【對捍】地頭や農民が国司や領主の命令を拒否して年貢の徴収に応じないこと

←38 頁

【狼籍】無法な態度や行為をすること
【神役】神官
【給主】領地の所有者
【弁備】あらかじめよく調べて準備すること
【下文】上位者からその管轄下の役所や人民などに下した公文書
【顛倒】あわて惑って、度を失うこと

←39 頁

【糺明】事実を調べて罪状を明らかにすること
【恩地】主君から御恩として賜わった領地
【収公】土地などを国家に没収すること

←40 頁

【奸曲】悪たくみのあること
【押妨】正当な権利を持たない者が、暴力的あるいは不当な手段で土地横領、所領侵入、不当課税などの非法な行為をすること

ても右の如し。まして承久の乱に天下の時勢一變せし後は、猶更なほさら、神領衰微して、弘安九年九十九代後宇多院二二八六通海法印参詣記に、豊受大神宮の御杣山みそまやまに御坐ある瀧原宮並宮ならびのみやの宮地みやち、近頃、權祢宜なながし某、名主の職を持ち傳へしに、權門に寄せて官家の領となり、神宮の管領くわんりやうを離れたり。大神宮臨時祭の假屋は此の所の役なるに、權門の雜掌神宮の使を對捍たいかんして入れず。しかるに近年、盗人此の山に籠こもりたるを、領家鎮め給ふ事なきによりて。守護代彼を誅かれして、守護領となる。

四十九代光仁天皇七七四寶龜五年七月廿三日、多氣度會二箇の神郡の界内には、王臣の位田、百姓の口分田をも置かず、他に移さるゝ由、官符を下され、いかなる事ありても公家にも召返し給ふべからず。武家も押し取り給ふべき所にあらざるに、名主百姓の寄附によりて權門の領となり來たる事、飯野郡員部郡三重郡安濃郡朝明郡等も郡司しうじ郷司せうじ并に名主百姓、神役を遁れむ為に、權門に寄せ奉る事、遠江國濱名神戸も大江助朝父子、城入道じやうのにおだうに討れし後は、武家の没収もつしゆとなる事、尾張神戸も武家の人押領おわりやうして神役にも随したがはず。参河神戸一所のみ、未だ神役にしたがふ事見へたり。

其の後のち、元弘建武九十五代後醍醐天皇二三三二一三三八の乱に、又天下の時勢大に變せしかば、神領、兪々いよいよ衰廢して、仁木左京大夫義長、伊勢國の守護となりて在國せし時、前々更さきさきに公家武家等ども、手をさしざる神三郡に打ち入いりて、大神宮の御領を押領す。是によりて、祭主神官京都に上のぼり、公家に奏聞し、武家に觸ふれ訴ふ。開闢よりこのかた、かゝる不思議やあると、嚴密の綸旨御教書をなされしかども、義長かつて承引しょういんせず。刺あまつさへ我を訴訟するかに、九鬼くきとて五十鈴川を塞せいて魚をとり、神路山に入て鷹をつかふ悪行、日々に重畳せりと、太平記第三十六仁木京兆南方に参る條くだりに見へたり。

其の後永享十二年百三代後花園院二四四〇、北畠顕雅卿同教具卿足利將軍義教公に降参こうさんあり。將軍、これをよろこび給ひて、世保刑部少輔持頼が、伊勢の守護職を停やめて、北畠殿に給ひ、國中くにじゆうの分領を定めらる。

是によりて、又神領の事一變へんす。神三郡并に諸郡中、其の外

←41 頁

【權門】位などが高く権力のある家柄

【誅する】罪ある者を殺す

【位田】律令制で、五位以上の位階に依じて給与した田地

←42 頁

【城】姓氏の一、平安末・鎌倉初期の越後の豪族、平姓、源平争乱時に資永が平氏方にくみしたが間もなく源氏に屈服。資永の弟長茂は頼朝死後、源氏打倒をはかり、敗れて吉野で討ち取られた

【綸旨】藏人が勅命を受けて書いた文書

【御教書】三位以上の公卿の出す文書で、家司が奉書の形式をとって下達するもの。摂関政治と共に公的なものとなり、中世には幕府將軍の文書も執権・管領などがこの形式をとって出した

【承引】承知し引き受けること

【刺】それだけでも並大抵でないのに、その上にさらに悪いことが加わる意を表す

【九鬼】姓氏の一、紀伊熊野九鬼の豪族

【重畳】幾重にも重なること

←44 頁

神戸御厨等は、元弘建武(二二三)このかた武家押領し、此の時残る所の神領は、度會郡の山田三保、宇治六郷、多氣郡の齋宮寮、飯野郡の相河莊等なり。是れ又、國司北畠殿の管領となると、南方紀傳に見へたり。

是より以後の事は、從三位荒木田氏経卿の日記、寛正三年(二四六)五月、伊勢國長松御厨の神税、三條殿の被官(ひくわん)の權威を以て掠め奪ふ事あり。

次に、同年十月七日、遠江國濱名御厨の神税、武家が乱妨する由の目安并に注進状あり。

次に、同年十月九日、遠江國鎌田御厨の神税、他人が押領する由の注進状あり。

次に、寛正五年二月、伊勢朝明郡末永末富御厨の神税、闕怠(けつたい)の由の廳宣あり。

次に、同年五月十五日、参河國細谷御厨の神税、闕怠の事あり。

次に、同年六月廿一日、参河國飽海神戸の神税、闕怠の廳宣あり。

次に、同年九月、美濃國中川御厨の神税、闕怠の事あり。

次に、同年十一月、美濃國中河御厨の神税、飯尾彦左衛門が抑留(よくりう)の注進状あり。

次に、同年十一月、伊勢國奄藝郡片淵御厨の神税、乱妨の事の廳宣あり。次に、應仁元年十二月六日、内宮祢宜守氏、(百四代後土御門院一四六七)

伊勢國窪田上野御厨の神税、乱妨を留められむ事を請ふ目安あり。

次に、應仁二年二月、員部郡大井田御厨の神税、闕怠によりて徴納の廳宣あり。

次に、同年五月十五日、伊勢國河曲郡南職田守護方の被官(ひくわん)押領によりて神事闕怠の目安廳宣あり。

次に、同年六月、能登國櫛比御厨の神税、闕怠の注進状あり。次に、同年六月、美濃國中河御厨の神税、闕怠の注進状あり。

次に、同年十月廿八日、大神宮御領菊御園の神税五箇、駿河守乱妨の目安廳宣あり。

次に、同年十二月伊勢國奄藝郡一身田御厨の神税、闕怠の

【被官】 上級官庁に直属する下級官庁のことまたその官吏

【闕怠】 なすべきことをなさず怠ること

目安廳宣あり。

次に、應仁^(二四六九)三年正月廿六日、大神宮領相模國大庭御厨押領の事、嚴密の沙汰あるべき旨、一の祢宜氏経より、大田備中入道大田左衛門大夫へ書状あり。

次に、同三年三月十五日、伊勢國飯野郡深田御園の神税、棚橋の被官^{ひかん}乱妨の廳宣あり。

次に、同年十月一日伊勢國三重郡志賀摩御厨の守護方乱妨の廳宣あり。

次に、同年十一月十六日、内宮子良^{こら}神田小岐田の神税、關念の廳宣あり。次に、文明^(二四六九)元年九月九日、伊勢多氣郡土羽禪師御厨の神税、關念の注進状あり。

次に、同年十二月、伊勢國三重郡福永御厨の神税、高橋右京亮乱妨の注進状あり。

次に、文明^(二四七〇)二年六月十七日、伊勢國河曲郡南職田守護方押領の目安注進状あり。

次に、同年九月三日、上野國讚岐庄御厨の五箇年分の神税、關念^{けつた}の廳宣あり。

次に、同年十月五日、小岐田神田の神税、關念の廳宣あり。次に、文明^(二四七二)三年正月十日、伊勢國三重郡伊弉那岐神田の神税、關念の目安廳宣あり。

次に、文明^(二四七二)四年十月十日、魚見御厨の神税、關念の目安廳宣あり。

次に、同年十一月十六日、伊勢國奄藝郡序淵御厨の神税、員數不足の廳宣あり。

次に文明^(二四七三)五年七月、伊勢國伊佐奈岐神田、^{百三代後花園院(二四五五)五七七}康正年中より岡田源左衛門押領の言上書^{并に}廳宣あり。

次に、同年八月、伊勢國朝明郡柿渡神田、荒木新左衛門尉押領の注進状あり。

次に、同年同月、伊勢國河曲郡南職田の守護方押領の注進状あり。

次に、同年八月十一日、摂津國國分寺御厨の神税、關念の廳宣あり。

次に、同年八月廿一日、伊勢國安濃郡松本御厨の神税、

闕怠の廳宣あり。次に、同年八月、菊御園の神税五箇、駿河守押領の目安并に廳宣あり。

次に、文明七年二月、参河國神戸の神税、闕怠の廳宣あり。(二四七五)

次に、同年九月、伊勢國安濃郡津御厨の神税、徴納の廳宣あり。

次に、同年十二月、伊勢國河曲郡玉垣御厨の神税、徴納の廳宣あり。

次に、文明八年二月、伊勢國一身田御厨の神税、徴納の廳宣あり。(二四七六)

次に、同年十一月廿五日、伊勢國大神宮御領の神税、守護方より半濟の事、前代未聞なり。速かに其の綺きを止められ、神役の本の數の如く徴納あるべき由の廳宣あり。

次に、文明九年六月、能登國櫛比御厨の神税、徴納の廳宣あり。(二四七七)

次に、同年八月十七日美濃國下有智御厨の調の絹、闕怠の目安廳宣あり。以上、荒木田氏経卿の日記に載する所なり。

此の外、神宮の舊記旧に猶數多載せたり。開きて云ふべし。あまた

今に於ても、正月十一日、伊勢の奏事始奏には、年々、祭主奏事奏目録を以て、神領再興の事を奏聞あり。乱世以後、右の如く神領衰廢によりて、祠官の輩ともから、御祓を諸國に分配し、参宮人の得分を以て、家領とする事になり来たり。

されども、實は止む事を得ざる所しよゐ為にて、歎くにも、猶あまりある事なり。

○奏事始奏の事、中御門大納言宣胤卿記、百五代後柏原院二一五〇心永正三年三月廿三日の條くだり

三月廿三日晴れ、頭弁とうのべんの状、到来す

神宮奏事始の明日、祇候しきうす可くの由を申し入れ云々

勾當内侍こうたうのなはいしとのへ のぶ胤

神宮奏事はしめに あす夕かたしこう仕候へきよし

御心得えて御披露給へく候 かしく

←51 頁

【半濟】年貢などを半分納めること
【綺】普通と異なること

←52 頁

【奏事始】皇室行事の一、年の始めにあたり、掌典長が天皇に神宮および皇室祭祀等について奉告する行事
【祠官】神官
【輩】なかま

←53 頁

六位の藏人參候の事 申し遣す可く候由、状をもつて頭弁を遣す。目録の書き様は、先日書き遣し候。近年、右大弁宰相が貫首の時の書き様不審なるも、余如何かを尋ねず。

廿四日、天晴、申の斜。衣冠を着し、大帷を重ね笏を持つ。直衣を着す可からず云々 参内す。神宮奏事始なり。此の傳奏、近年は侍従大納言

定隆卿なり。任槐に依つて、去る月五日也 余 存知す可きの由、仰せ下被る。存ずる旨有りて、度々辞し申すの処、再往の仰

せに依つて終へり。去る月の十三日、領状を申す。祖父、武家 普廣院殿 の御執奏に依りて、此の傳奏、古來嚴重の儀を

為す。人々の望む所なり。然ども、神宮造替、数遍経たるも沙汰に及ず。 内宮は寛正二年十二月廿七日遷宮、當年に至りて四十五年歟。外宮は永享

六年九月十六日遷宮、當年に至りて七十三年なり。 外宮炎上以後、造營無く、祢宜の闕有ると雖も、今三闕、内宮二人外宮一人 年序を経て、望み申す

族 無し如き、此の時節、傳奏 所存有る可き歟。奏事始の事、故障有りて今日に及び、尤も恐怖なり。頭弁每事余

が諷諫を受く。目録の書き様等、近年の分宣ならず。中納言 宣秀卿 職事の時、一冊に注し置く。河東に在り。昨日召し

寄せて披見す。存じたる旨の如し。先ず内府第に立ち寄り、近年の作法を問ひて、次に参内し、便宜の所に候す。 番衆所殿上

の下に侍る 六位の藏人藤原資直 極 臈 早く祇候す 云々。 頭弁を待つに、程無く参りて、愚亭に於いて装束を着す可き之の由、契約の処、所用有りて三位殿

伯母里亭に於いて着す可く之の由、先刻来 演説云々。 殿上に於いて目録に付け給ふ。御鞞の時分なり 云々。 頭弁

申し入れ、則に御鞞を閣れ、早く議定所に出御す。 御引直衣 頭弁簀子に候め、西の廂之を告ぐ。余、目録を笏に取り副

へて、西面の戸より入り圓坐に着く。 六位の参事は之を敷きたるなり。然るに、今日資直参る以前に、已に内々敷置かれ云々。近年六位参らずの間、其の定の為、内々敷き置かれし歟。

件の圓坐、御前は貴、南は板上より一尺許。 安坐せず、笏を置き奏事目録を披らき読み申す。

百五代後柏原院(一五〇六) 永正三年三月廿四日、尚顯朝臣 神宮の条々を奏す。、祭主 伊忠朝臣申す、造替の事、と読み了、天氣を伺ひ見る。同く申す、神領再興の事、と読み了、又天顔を伺ひ見る。同

←54 頁

【頭弁】 弁官で藏人頭を兼任した者
【貫首】 藏人頭の異称
【申の斜】 午後五時頃

【傳奏】 天皇または上皇にとりつぐことまたそれを任務とする職
【任槐】 三槐(太政大臣・左大臣・右大臣)に任ずること また任ぜられること
【再往】 再びくりかえすこと
【執奏】 とりついで奏上すること

【年序】 経過した年数

【恐怖】 恐れおののくこと

【諷諫】 遠回しにいさめること
【河東】 祇園のこと

【披見】 文書などをひらいて見ること

【極臈】 六位の藏人で年功を積んだ人
【祇候】 謹んでお側に奉仕すること

←55 頁

【安坐】 落ち着いて座ること
特にあぐらを組むこと

【天氣】 天皇のご機嫌ご意向
【天顔】 天皇のお顔 ご様子

く申す、荒木田守雄叙爵の事、と読み了、又天氣を伺ひ見る。毎度、勅答に及ばず。其の由許なり。次に目録を巻き、笏に取り副へ、円坐を退き、入御を申す。其の躰平伏、左に廻り本路を経て、便宜の所に退き、殿上の下侍番衆所、仰せの詞を付け、廿四の二字を入れる。視筆内々用意、同所に於いて頭弁に進る。次に御末に召され、天盃を賜ふ。誠に聞き召さるる御盃なり、女官杓を取りて、勾當内侍を謁せらる。仰ぐ旨等有りて、退出す。

百五日後柏原院(二五〇六)
永正三年三月廿四日、尚頭奏す

五位の職事は、奏事と書す云々。此の事不審なり。条々多事なり。裡まで之を書す。

神宮の條々

近年の目録、神宮の條々に此の一行無し。又同じく申す。文字之れ無くは然る可き歟。

祭主伊忠朝臣申す 造替の事

仰す 早く沙汰を申す可し

同く申す 神領再興の事

仰す 武家に仰す可し

同く申す 荒木田守雄叙爵の事

仰す 宣下す可し

一、神宮奏事始に直衣を着ざる事

一、笏を持つ事 他事然らず

一 奉行職事近年参らずなり。然れども、今度傳奏奉行、各初度の間は、参る所なり。頭弁、旧冬より之を存知し参る所なり

一 六位、近年参らず。円坐は女孀が外自り指し入れ之を置く。女孀は内に入らずなり 今日極薦参り候。嚴重に為す事

一 今日、神事に及ばず事

一 官状、并に、守雄、歎状等、職事の方に置き、奏聞に及ばず事

廿六日雨

直頭朝臣、神宮奏事目録を二牧宿紙に写し、之を送る。表に銘を書し奏下に傳奏を付く。昨日、兩度催促し今日に及び如何にせむ。一通を禁裏に進る可き処、今日は御衰日なり。

奏事目録 此の如き銘、頭弁書す、卷たる表の事なり

百五代後柏原院(二五〇六)

永正三年三月廿四日尚頭

奏す

中御門大納言

←56 頁

- 【叙爵】 爵位を授けられること
- 【勅答】 天皇が臣下に答えること
- 【入御】 天皇が内にお入りになること
- 【天盃】 天皇から賜る盃酒
- 【勾當内侍】 掌侍(ないしのじょう) 四人中の首位のもの 奏請・伝宣をつかさどる

←57 頁

- 【直衣】 平安時代以来、天子・摂家以下公卿の平常服 大臣家の公達さんだちと三位以上は勅許を得れば直衣のまま参内できた
- 【初度】 最初
- 【女孀】 内侍司に属し、掃除・点灯などをつかさどった女官
- 【宿紙】 薄墨色のすきがえしの紙
- 【兩度】 二度
- 【禁裏】 天皇、宮中、皇居、御所
- 【御衰日】 天皇の崩御された日 天皇の御命日

神宮の條々

..... 以下は前さきに見へたり

廿七日晴

早旦さうたん、奏事目録を禁裏たてまつに進る。一通は傳奏方に置くなり

散書ちらしがき 例の如し

神宮の奏事のもくろくまいらせ候

御心得候て御披露給べく候 かしく

同記百五代後柏原院(一五〇八) 永正五年二月四日の條。二月四日、神宮奏事始の事、

明日為す可く參候す。并に六位の藏人、奏事目録の案を内々

に遣すべく、頭中将に申し遣す。文ふみを以て申し入れしところ、

心得の由、御返事有り。次に頭中将来りて奏事始に參候す。

不具故障云々 奉行が存知して以後、初度しよどなり。尤も參る可き事歟。

五日。今日は神宮奏事始なり。午の尅こく、衣冠を着け 大帷を重

ね、笏を持つ 笏を持つ事は神宮事に限る 又直衣を着せず事なり 參内し、番衆ばんしゅう所に候

す。奉行頭 中将ちゆうじやう 康親朝臣、當時管領の頭なり此の奉行職事、傍頭の役と雖も未だ補

さす 已前いぜんに仰せらしの上、實胤朝臣未だ拜賀はいがせずなり 此の間、尚頭朝臣、又管領の頭なり 參らず。

六位の藏人 源諸仲參候し、祇候の由を申し入る。奉行參る

歟かの由、諸仲を以て御尋ね、次に議定所に出御す。御引直衣御

茵いんを敷く 諸仲来りて、出御の由を告ぐ。笏に奏事目録を取り副

へて、西向の戸に入る。戸外に於て蹲踞 膝行して圓坐に着く。此の圓

坐兼六位、之を敷く 笏を置き、目録を披ひらき、読み申す。

永正五年二月五日、康親朝臣 神宮の条々を奏す。祭主三位

申す、造替の事、と読み了、天氣おへを伺ふ。同く申す、神領

再興の事、と読み了、天氣を伺ふ。同く申す、荒木田武秀、

同く云々しかむか 叙爵の事、と読み了、天氣を伺ふ。勅答ちよくとく無し。

其の由許ばかりなり。圓座を退き平伏して入御を申し、戸外に退

出す。諸仲云ふ。御末に參る可し。則ちただに參り天盃たまはを賜る。

衝重ついで四方よしかたに居る 鬘斗毘布まるとびふ 之れ有り 女官に酌令せしめ、勾當こうたうを謁えつせ被られ、越

前の使者、未だ上洛せぬ事、駿河の事等を申し、退出す。仰

の詞を御所に於て付ける可しと雖も、職事參らずの間、私宅

に於ひて之を付く。一通を以て頭中将に遣し、条々おちおちと諷諫ふうかん

令せしむ。

【拜賀】 身分の高い人に対して、喜びのこゝばを申し述べる

【衝重】 神供や食器をのせるのに用いる膳具
【勾當】 平安時代、摂関家の侍所で別当の下にあつて事務をつかさどつた人

【条々】 くだりくだり

百五代後柏原院(二五〇八)
永正五年二月五日、康親奏す

読み申す時朝臣を加ふ

神宮の條々

祭主三位申す 造替の事

仰す 早く沙汰申す可し

同じく申す 神領再興の事

仰す 武家に仰せらる可し

同じく申す 荒木田武秀 同守顕 同秀顕、同氏康、

同春重、同賢光、度會晨久、同秀行等、叙爵の事

仰す 宣下す可し

神宮御奏事目録を奏聞令られ、返し進ら令られ候なり。謹言。

二月五日

宣胤

頭中将殿

一、奏の下の掖わきに、傳奏てんそうの名を付け被らる可き事

永正五年二月五日の奏中御門大納言 此の分に候、是は奏聞以

後の事に候。

一、二牧ふたまき 写し給ふ可き事。一牧を禁裏たてまつに進り、一牧を私に

置き候。

此の正本は其の方に置かれるべき候 其れにも傳奏の名を付けらるべく候

一、仰せの詞を付け候ふ所は、ちと其の間に候。其の外は引寄せ被れ候て、あそばし候ふべきにて候。

一、銘は、奏事目録 此の如く注しるし付け被らる可く候。是も奏

聞以後の事に候。

一、叙爵の口宣案くせん八通は、各別おのおのに為す可く候。祭主が執り進たてまつる可く候。御用意有ら令め候。宣下は八人一紙に為す可

く候。右の条々は、内々頭中将とうのちゆうじょうに注さし遣す。神宮奏事目録

に二牧写し進り入り候。御覽を得る可く候。誠恐謹言せいきようきんげん。

二月五日

康親

中御門大納言殿

日付の五の字并に 仰せの詞を付けず候ひて、其の旨を示し、返し遣おえし了候。

←62 頁

←61 頁

【口宣】 天皇の命令を使者が口で述べ伝えること

六日、奏事目六到来す。録一牧を禁裏ひとまきに進るたてまつ。

神宮のさうしのもくろくまいらせ候

御心え候て御披露給べく候 かしく

百十九代光格天皇(二七八五)
天明五年正月十一日奏事目録

是は裏松固禪入道殿より朋友春木隼人煥光に給ふ所なり。

煥光は入道殿の外孫ぐわいそんなり

天明五年正月十一日昶定 奏

←63 頁

【外孫】自分の娘が他家へ嫁して生んだ子

神宮條々

祭主三位申す 神領再興の事

仰す 早く武家に仰す可し

同じく申す 祈年祭幣使再興の事

仰す 早く其の沙汰致す可し

同じく申す 従四位上荒木田守度神主 同盛居神主

同尚品神主 同常會神主 同守兄神主等 正四位下を申し

従五位下度會常美 同幸誠 同栄光 同金森 同永章等

従五位上を申す事

仰す 早く宣下合しむ可し

←64 頁

伊勢祠官を御禱師と称する事は東鑑に見へたり。

○東鑑八十一代安徳天皇(二一八四)壽永二年正月三日、武衛ぶゑいの御祈願有るの間、領所を

豊受大神宮に寄せ奉り給ふ。年来の御祈禱た師為るに依りて、

權祢宜光親神主を付け被る。

御師を称する事は、九十一代後宇多天皇(二二七)弘安元年の公卿勅使記、内宮延徳注進状等

に見へたり。

○弘安元年、公卿勅使記。「風雨の難無く、無為ぶゐに使節を遂

ぐ可きの由、殊に祈請うけひす可きの旨、本宮御師并に祭主宮司に

仰す可し」

←65 頁

【領所】領地

【無為】何事もなく平穏なこと

内宮延徳注進状 細川殿 御状

大神宮御師祭主職并に内宮造宮使等、理運りうんに任するの旨、先

規の如く為たる可きの由、上意と為て仰せ付け被る、上者は

諸もろもろの神領以下知行せられ、弥々、御祈禱の精誠を抽ぬきて被る

←66 頁

【理運】道理にかなっていること

可く候。祭主の職を止し於ける、職直輔直之のいちるいは一類者、許容ある可からずの由、仰せ下さる所なり。仍よつて執達しつたつ件の如し。

百三代後土御門院(二四九三)
明應二年五月七日

信濃前司判

掃部頭 判

御師岩出権大輔殿

又諸國より祈祷を頼み来る人を日那と構する事は、内宮年中行事に見へたり。

○内宮年中行事、正月十一日、詔詞せうしを謹請きんせい再拜さいはいにて云々。又檀那と稱する人達をも、安穩泰平に恤めくみ幸ひ給へと恐み恐みも申す。

○内宮年中行事、元は建久(二一九〇、一九九)の頃、宮掌大内人忠仲の筆記なり。故に建久年中行事といへり。然るに、寛正五年(百三代後花園院(二四六四)いちのねぎ)一祢宜氏經卿の加筆あり。よく見わけて本文と加筆をえらぶべし。此の詔詞は氏經卿の加筆なり。

或る問に曰く。御師といふ事は、源氏物語玉蔓卷(たまかずらのまき)に、右近が房ぼうは、佛の右の方に近かたき間まにしたり。此の御師は、未だ深からねば、西の間に遠かりけるを云々。又禁秘御抄佛事次第の條、御誦習の御師御持僧(うぢ)の中より、其の人を選ぶ可き事なり。堀河院の御時(おほんとき)、唯識論誦習の御師、永く縁(えん)を召さむと欲す。匡房、之を難(かた)し申す。大才(たさい)と雖も、猶、淨行に非ずなり。淨行の人こそ御師(おほん)為る可きの故歟(か)と見へて、佛家の名目なり。且那は翻譯名義集に法界の次第を引きて、泰に布施と言ふ。若し内に信心有り、外に福田(ふくでん)有りて、財物有りける三の事を和合(あえあつ)め、心に捨法を生かし、能く慳(けん)貧(どん)を破る。是を檀那と為すと見へ、圓珠庵契沖の万葉第十六の注にも、檀越(だんおつ)は、旧譯の梵語、新譯は檀那なり。此には布施と云ふといへり。是れ又いみじき佛語なり。大神宮には佛をおぼいまるゝ事、朝家の憲法にて正史實録に昭々(せうせう)歴(れき)したり。然るに祠官の輩利(はし)に奔る卑劣(ひじやく)の意より、斯様(かやう)の佛語を盗み用ふる事嘆(なげ)くに堪(かん)たる事にあらずや。予め答へて曰く。

【一類】一族

←67頁

【詔詞】みことのり 詔勅宣命

【謹請】つつしんで、神仏に請い願うこと

【恤む】なさをかける あわれむ

【宮掌】神宮および熱田神宮の神職の一、権禰宜の次位

←68頁

【唯識論】この世で実在するのは心だけであり、すべての事物・現象は心の認識の働きで仮にあらわれたものであるとする法相宗の説

【大才】すぐれた才能のある人

【淨行】清淨な行い 広くは淫欲を離れ戒を守ること

【福田】三宝(仏・法・僧)に対する供養 父母に対する報恩 貧者に対するあわれみなどの善行のこと

【捨法を生かし】仏法の戒律を破らないこと

【慳貧を破る】物を惜しみむさばらないこと

【昭々】あきらかさま

←69頁

大神宮においては、甚しく佛を忌みて、神事の時の忌詞にも、佛を中子、又は立強、經を染紙、塔を阿良々伎、寺を瓦葺、僧を髮長、尼を女髮長と稱する事なり。然るに、御師旦那等の佛語を用ふることは、誠に恥かしきことの限りなり。然れども、是れ又中世の一例なり。源氏物語早蕨卷阿闍梨の消息に、蕨土筆の事を、是は童の供養して侍る初穂なりとあり、初穂といふことは、神にのみ云ふ詞なること勿論なるに、佛に供えたる物を初穂と云へり。中世、神にも用ふる詞を佛に云ひ、佛に用ふる詞を神にも云ひし一例ありしなり。又旦那と云ふことは、殿上人や天子をさしても、旦那と稱せらるる由、ある書に見へたり。いつの程よりか、世間一同上下貴賤に通ずる俗言となりたれば、今にては、あながち、佛語とのみも言ひかねたるべきなり。

又、祠官の家を坊といふは、宿坊の意なり。

○是をも佛家の名目なりと思ふは、僻言なり。坊と云ふる種々の義あり。一つには、皇太子御宮を春宮坊と云ひ、春宮大夫亮大少進大少属を坊官と云ふ。東宮職員令職原抄に見へたり。

二つは、女樂を習ふ所を内教坊と云ふ。大中納言の人を別當に補する由、職原抄に見へたり。

三つには、京都の町割の法に、町・保・坊と云ふ事あり。家八軒並べたるを一行と云ふ。是を四つ合せたるを町と云ふ。三十二軒也。町を四つ合せたるを保と云ふ。百三十八軒なり。保を四つ合せたるを坊と云ふ。五百五十二軒なり。坊を四つ合せたるを條と云ふ。二千二百八軒なり。一條二條三條など云ふは、此の割方なり。拾芥抄制度通本朝官制沿革圖考に見へたり。

四つには、一條より九條まで皆坊名あり。一條を桃花坊二條を銅駝坊 東三條を教業坊 西三條を豐毓財坊 東四條を永昌坊 西四條を永寧坊 東五條を宣風坊 西五條を宣義坊 東六條を淳風坊 西六條を光徳坊 東七條を安寧坊 西七條を毓財坊 東八條を崇仁坊 西八條を延嘉坊 東九條を陶化坊 西九條を開建坊と云ふ。拾芥抄制度通本朝官制沿革圖考

←70頁

【阿闍梨】師範たるべき高德の僧の稱
【土筆】ツクシの古稱

←71頁

【僻言】道理や事実とちがった事柄

【女樂】女子の奏する舞樂

←72頁

に見へり。

五つには、宿所を坊と云ふ。神宮雜例集年中行事五月晦日の條に、宿坊を忌殿と號すとあり、是離宮院の勅使の止宿所を云へり。大神宮雜事記、淳和天皇（八二九）天長六年九月の條、勅使中臣定實離宮宿坊、是も勅使の止宿所なり。又、同書後冷泉院永承六年九月の條に、目代範經、又中臣の坊に参入とあるは、離宮院勅使の止宿所なり。又、同書治曆四年（一〇六八）の條に、祭主の御坊を参入の人々とあり、此の祭主の御坊も離宮院の祭主の御止宿所なり。内宮年中行事、六月十七日の條に、抑、祭使并に宮司等の従坊は、九丈殿なりとあり、是は勅使宮司等の従者の止宿所九丈殿なる由なり。参宮人は御師の宅を坊と云ふも止宿所なり。以上、皆佛家の名目にあらざる明證なり。

また、いつの程よりか、祠官を大夫と称する

○大夫は、和名抄に四位五位を大夫の位階とあり、京家にて諸大夫と云ふも、四位五位の人なり。堂上の御息叙爵のみし云ひて、無官なるを大夫殿と称す。平敦盛を無官の大夫と云ふも、此の大夫殿なり。中務式部民部は官に属す。卿 大輔 少輔 大丞 少丞 大録 少録 左近衛、右近衛は官に属す。大將 中將 將監 將曹 左衛門 右衛門は官に属す。督佐 大尉 少尉 大志 少志にて、何れも大夫と云ふことなし。然るに、大平記に相模入道の舍第、北條左近大夫、近世にては、福嶋左衛門大夫あり。是、左近將監 左衛門尉の叙爵したるを云ふ。中務丞 式部丞民部丞 左右近衛將監 左右近衛門尉 等、もし官は其の俛にて、五位に叙する時は、他より敬して中務大夫 式部大夫 民部大夫 左近大夫 右近大夫 左衛門大夫 右衛門大夫と称す。是を叙留の判官と云ひて、規模とする事なり。伊勢の祠官を大夫と稱するも、此の類の尊稱なり。近来能く役者歌舞伎役者遊女などを大夫と稱するに、混して卑しき稱なりと思ふは、いみじき僻言なり。

←73 頁

【忌殿】神宮雜例集、年中行事五月晦日の條。「離宮院修祓の事。宮司二宮の禰宜供奉す。宮司饗料を下す。宮司廳宣を成す。来月御祭荷前御糸の事祇承の事。道橋の事。宿坊 忌殿と號す造立の事。」忌殿とは齋殿（齋館）のことと思われる。

←74 頁

【大夫】（たいふ・たゆう）律令制で一位以下五位以上の称、転じて五位の通称 大夫とも書く
【堂上】三位以上および四位・五位のうち昇殿を許されること
またその人 殿上人

←75 頁

【相模入道】入道後の北条高時をいう

←76 頁

【叙留】律令制で、位だけを上げて官職をそのままに留めおくこと

初穂と云ふは、もと秋実のりたる稲の始ての穂をとりて、神に奉るにより出たる稱よなへなれども、今にては、金錢にてもすべて大神宮に奉る物は、皆初穂と稱す。

○初穂の事、延喜式第八卷、祈年祭祝詞 同祭水分神祝詞 廣瀬大忌神祝詞 倭國六御縣山口坐神祝詞 龍田風神祭祝詞 六月十二月月次祭 水分神祝詞、また倭姫世記に、「稲一本千穂いねひととちほ 八百穂やほほ 茂る 礼里たけのむらじよ 竹連しよ 吉比古等しひこら 仰よ 世給よ 比呂ひ 先穂はつほ 尔る 拔穂ぬきほ 尔る 拔令ぬかし 牟牟」などあるは、その年の秋の初めての穂を神に奉るを云ふ。三

代實録、貞觀十二年十一月十七日の告文こうもんに、「天皇すめらみこと 我おほみこと 詔みこと 旨うまら 止むな 乃な 前まへ 尔る 賜たま 倍止まをす 申まをす 鑄錢所せにあらとろ 近ちか 久く 坐ま 仍よ 所鑄作之あつくる 早穂はつほ 二十文乎令捧持をささけましたしめ 奉出賜たてましたまふ」とあるは、一轉転して錢をも早穂と云へり。今、諸國より参宮の人民の奉る金錢を初穂

と云ふは、此の意なり。源氏物語早蕨さわらびのまき 卷阿闍梨あじやりの許もとより、蕨わらび 土筆つづくしなどを中君なかのみに奉れる消息せうそに、是は、童わらわへの供養くやうして侍るはつほなりとあり。是は、又一轉転して佛の供物をはつほといへり。源氏物語は作り物なれども、斯か様の事ことは、其の世よの実まことをしるしたれば、證あかしとすべきなり。字の書き様も延喜式祝詞には、初穂、倭姫世記には、先穂、三代実録には、早穂と書きたり。

又、殊ことなる祈願ある人の大々神楽、大神楽などを奏する事、是も古くより例あり。玉海ぎよくかい、養和元年十月二日の条に、頼朝卿、義仲朝臣等の兵乱によりて、後白河法皇、大神宮に行幸あるべきや、又大神宮において御神楽を行はるべきや、計らひ奏すべしと院宣ある事、東鑑嘉禎元年十二月廿四日、將軍頼經卿ほろそ 庖瘡ほうそうの御不例ごふれいによりて御祈いのりの奉免ほうめん、伊勢内外宮其外諸社において、御神楽を修すべきよし仰せ下さるる事、寶治二年十二月五日、將軍頼嗣卿、殊なる御願ごがんによりて、清左衛門尉満定奉行にて、大神宮に御神楽米を寄進し給ふ事見へたり。又祠官より祈禱を頼む人に、万度祓千度祓を贈る事もふるき事なり。一祢宜氏いちのねぎ 經

【御不例】 貴人の病むこと
【奉免】 寄進のこと
【御祈奉行】 (おいのりぶぎよう)
鎌倉・室町幕府の時代、祈禱の
ことをつかさどる臨時の職が
あった

卿の日記に、寛正三年九月、柚上分の事につき、伊勢國司北畠百三代後花園院(四六〇)殿の支族坂并殿へ、千度御祓大麻を進たてまつる事、應仁二年九月九日、將軍義政公の若君、御歡樂によりて、一度御祓大麻千度御祓大麻を進上する事、内宮引付、文明元年十二月、小社御厨の事につきて、小社政所へ千度御祓大麻を贈る事、文明二年九月三日、上野國讚岐庄の事につきて、地頭赤井氏へ千度御祓大麻をおくる事、文明二年十月二日、安樂御厨の事につきて、關豊前守へ千度御祓大麻を贈る事、外宮祢宜辰彦引付に、天文九年六月、外宮造替の事につきて、織田禪正忠信秀朝臣へ一度御祓大麻を進たてまつる事見へたり。

御師考證 一冊

右迄返し送り候 事々精細に注議迄考へ被られ感心候
 宣胤ひこゆが記し旨 比校候 相達あひたがひし所 押紙おしに注を付け入れ
 御覺おさとし候 宜よろしく御言の程を給はる可く候

九月十日

光棟

足代權大夫殿

【御師考證】 旧内閣文庫所蔵版 五〇五九四號

校訂版作成に当たり、横浜市中区石川町鎮座諏訪神社
 宮司依田龍治殿より、原本の写しを拝借いたしました。
 厚く御礼申し上げます。

平成十六年十一月三日

編者 飯塚 充

【比校】 くらべ考えること
 【押紙】 疑問や注意事項などをして
 るして文書・書物などに張りつ
 けた紙 付箋
 【御言】 言の尊敬語
 【棧】 (てい) ニワザクラ・ニワウ
 メなどの意